

提 案 理 由 説 明 書

(令和 7 年第 5 回飯能市議会定例会 令和 7 年 1 1 月 2 8 日)

議案第 7 3 号 第 6 次飯能市総合振興計画基本構想（案）について

本案については、平成 2 8 年に定めた第 5 次飯能市総合振興計画基本構想が本年度をもって終了するので、新たに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、令和 8 年度から令和 1 7 年度までの 1 0 か年を計画期間とした第 6 次飯能市総合振興計画基本構想を定めるため提案するものである。

議案第 7 4 号 行政機構の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

本案については、第 6 次飯能市総合振興計画を着実に推進するとともに、市長公約を実現するため、行政機構を改正することに伴い、飯能市部室設置条例その他の関係する条例を整備するため提案するものである。

議案第 7 5 号 飯能市地区行政センター条例の一部を改正する条例（案）

本案については、地区行政センターの業務時間を改め、施設の使用料の区分を見直し、及び施設の使用料の免除の規定を改めるため提案するものである。

議案第 7 6 号 飯能市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

本案については、個人番号の利用範囲に関する規定を整備し、並びに市の執行機関の間で特定個人情報を提供することができる事務及び当該事務において提供することができる特定個人情報の範囲を規定するため提案するものである。

議案第 7 7 号 飯能市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

本案については、令和 8 年 4 月 1 日から、市長の事務部局の職員の定数を 5 1 0 人（現行 5 1 7 人）に、市長の事務部局の職員のうち社会福祉法第 1 6 条の規定に基づく所員の定数を 6 2 人（現行 6 3 人）に、選挙管理委員会の

事務部局の職員の定数を５人（現行４人）に、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の定数を９８人（現行１０９人）に、企業職員の定数を４０人（現行４７人）に改めるとともに、市長の事務部局の職員のうち併任の職員を１１人（現行９人）に、選挙管理委員会の事務部局の職員のうち併任の職員を２人（現行１人）に、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員のうち併任の職員を３２人（現行３６人）に改めるため提案するものである。

議案第７８号 飯能市議会議員及び飯能市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

本案については、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため提案するものである。

議案第７９号 飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

本案については、令和７年１２月期の議員の期末手当の支給割合を一般職員の期末手当及び勤勉手当の改定状況等を考慮して、１００分の２３５（現行１００分の２２５）に改め、令和８年度から、６月期及び１２月期の支給割合を１００分の２３２．５（現行６月期１００分の２３０及び本年度１２月期１００分の２３５）に改めるため提案するものである。

なお、附則において、令和７年１２月期、令和８年６月期及び同年１２月期の期末手当の支給割合については、現行の支給割合（１００分の２３０）にするものである。

議案第８０号 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

本案については、選挙長等の報酬の額を引き上げるなどのため提案するものである。

議案第８１号 飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

本案については、令和7年12月期の市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を一般職職員の期末手当及び勤勉手当の改定状況等を考慮して、100分の235（現行100分の230）に改め、令和8年度から、6月期及び12月期の支給割合を100分の232.5（現行6月期100分の230及び本年度12月期100分の235）に改めるため提案するものである。

なお、附則において、令和7年12月期、令和8年6月期及び同年12月期の期末手当の支給割合については、現行の支給割合（100分の230）にするものである。

議案第82号 飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

本案については、国家公務員並びに埼玉県及び近隣市の職員の給与改定状況を勘案し、職員の給与を4月に遡り改定するほか、初任給調整手当の限度額を引き上げ、並びに通勤手当の月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため提案するものである。

概要は次のとおりである。

(1) 給料

給料月額を、行政職給料表において平均3.08%（実質3.41%）、医療職給料表(1)において平均4.55%（実質5.50%）、医療職給料表(2)において平均3.15%（実質3.13%）引き上げるものである。

(2) 手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する月額の限度額を、31万800円（現行31万円）に引き上げる。

イ 通勤手当

自動車等の使用距離「10km以上15km未満」から「40km以上」までの区分を200円から1,500円までの幅で引き上げる。

ウ 期末手当

令和7年度は、12月期の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては100分の127.5（現行100分の125）に、

定年前再任用短時間勤務職員にあつては１００分の７２．５（現行１００分の７０）に引き上げる。

令和８年度から、６月期及び１２月期の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあつては１００分の１２６．２５と、定年前再任用短時間勤務職員にあつては１００分の７１．２５とする。

エ 勤勉手当

令和７年度は、１２月期の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあつては１００分の１０７．５（現行１００分の１０５）に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては１００分の５２．５（現行１００分の５０）に引き上げる。

令和８年度から、６月期及び１２月期の支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあつては１００分の１０６．２５と、定年前再任用短時間勤務職員にあつては１００分の５１．２５とする。

議案第８３号 飯能市手数料条例等の一部を改正する条例（案）

本案については、財政の健全化と行政サービス水準の確保を図りつつ、受益と負担の公平性を確保するため、飯能市手数料条例別表第１に掲げる手数料及び飯能市水道事業給水条例に規定する各種証明書の交付手数料を改定するなどのため提案するものである。

議案第８４号 飯能市教育センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

本案については、飯能市教育センターの位置を改めるため提案するものである。

議案第８５号 飯能市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例（案）

本案については、飯能市児童福祉審議会に臨時委員を置くことができることとするため提案するものである。

議案第８６号 飯能市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

本案については、飯能市立吾野保育所を小規模保育事業を行う施設とするため提案するものである。

議案第 87 号 飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）

本案については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、乳幼児の健康診断又は健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするなどのため提案するものである。

議案第 88 号 飯能市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（案）

本案については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものである。

議案第 89 号 飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

本案については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、虐待等に関する規定を整理するため提案するものである。

議案第 90 号 飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例（案）

本案については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に地域限定保育士を加えるなどのため提案するものである。

議案第 91 号 飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正
する条例（案）

本案については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級の障害を有する者の精神通院医療に係る自己負担金を重度心身障害者医療費支給の対象に加えるとともに、重度心身障害者医療費支給及びひとり親家庭等医療費支給における食事療養標準負担額の支給対象を18歳に達した日の属する年度の末日までにある者とするため提案するものである。

議案第92号 飯能市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

本案については、市の窓口で個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明の申請を可能とし、及び印鑑登録原票を磁気ディスクをもって調製することとするため提案するものである。

議案第93号 飯能市消防団条例の一部を改正する条例（案）

本案については、飯能消防団に休団制度を導入するため提案するものである。

議案第94号 令和7年度飯能市一般会計補正予算（第3号）案

本案については、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億4,747万6,000円を追加し、総額をそれぞれ340億1,387万7,000円とし、第2条において繰越明許費を設定し、第3条において債務負担行為を追加するため提案するものである。

○歳入

1 使用料及び手数料

土木使用料の住宅使用料は、市営住宅使用料の充当額を変更した。

2 国庫支出金

(1)国庫負担金

民生費国庫負担金の社会福祉費負担金は、自立支援給付費負担金及び特別障害者手当等給付費負担金を、児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付交付金を見込みにより増額した。また、児童手当負担金及び生活保護費負担金を見込みにより増額した。

(2)国庫補助金

民生費国庫補助金の児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金及び母子家庭等対策総合支援事業費補助金を見込みにより増額した。

3 県支出金

(1)県負担金

民生費県負担金の社会福祉費負担金は、自立支援給付費負担金を、児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付負担金を見込みにより増額した。また、児童手当負担金を見込みにより増額した。

(2)県補助金

民生費県補助金の社会福祉費補助金は、福祉医療システム制度改正対応改修費補助金を新たに計上し、児童福祉費補助金は、母子家庭等対策費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金、病児保育事業費補助金、教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金及び多様な集団活動事業補助金を見込みにより増額した。

4 財産収入

利子及び配当金は、財政調整基金利子、減債基金利子、公共施設整備基金利子、成年後見制度利用促進基金利子、こども基金利子、東吾野医療介護センター管理運営基金利子、みらい環境基金利子、廃棄物処理施設整備基金利子、森林文化都市基金利子、ムーミン基金利子、さわらびの湯整備基金利子、土地区画整理事業基金利子、消防施設整備基金利子、奨学金基金利子及び文化スポーツ振興基金利子を見込みにより増額した。

5 寄附金

民生費寄附金の児童福祉費寄附金は、杉本博子氏及び匿名を希望する個人からの寄附金を児童福祉寄附金として、日本生命保険相互会社からの寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金として新たに計上した。

衛生費寄附金の保健衛生費寄附金は、明治安田生命保険相互会社からの寄附金を保健衛生寄附金として新たに計上した。

消防費寄附金は、飯能ライオンズクラブからの寄附金を防災寄附金として計上した。

・教育費寄附金の小学校費寄附金は、法要殿友の会からの寄附金を小学校寄附金として計上した。

土木費寄附金の道路橋りょう費寄附金は、埼玉開発株式会社からの寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金として新たに計上した。

6 繰入金

財政調整基金繰入金は、繰入金額を3億5,837万6,000円増額した。

こども基金繰入金は、繰入金額を10万円減額した。

ムーミン基金繰入金は、繰入金額を100万円減額した。

7 諸収入

雑入の過年度収入は、令和6年度の精算による過年度収入を計上し、雑入は、デジタル改革支援事業補助金を減額し、県後期高齢者医療広域連合過年度健康診査受託収入を増額し、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を皆減し、地域子育て支援拠点事業委託料返還金、さわらびの湯指定管理者納付金、県後期高齢者医療広域連合返還金、子どものための教育・保育給付交付金返還金、民間保育園運営改善費補助金返還金及び県後期高齢者医療広域連合職員人件費負担金を新たに計上した。

○歳 出

各款の人件費は、給与改定、人事異動等に伴い補正した。

1 議会費

議会費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

2 総務費

(1)総務管理費

一般管理費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

文書広報費は、広報はんのう発行事業において印刷製本費を、情報発信事業において広告料を減額した。

財政調整基金費は、財政調整基金積立金及び減債基金積立金を増額

した。

公共施設整備基金費は、公共施設整備基金積立金を増額した。

地区行政センター費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

諸費は、その他諸費において令和6年度の精算による生活保護費負担金などの過年度還付金を増額した

(2)徴税費

税務総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

賦課徴収費は、資産税賦課事業において画地条件更新等委託料、固定資産鑑定評価委託料及び電子計算事務委託料を減額した。

(3)戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

(4)選挙費

市長選挙費は、市長選挙事業において報償金、選挙運動用自動車使用等公営負担金及びポスター掲示場設置等委託料などを減額した。

市議会議員選挙費は、市議会議員選挙事業において選挙運動用自動車使用等公営負担金、報償金及びポスター掲示場設置等委託料などを減額した。

3 民生費

(1)社会福祉費

社会福祉総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

老人福祉費は、後期高齢者医療制度推進事業において人間ドック委託料及び後期高齢者健康診査委託料を増額した。また、成年後見制度利用促進基金積立金及び介護保険特別会計繰出金を増額した。

障害者福祉費は、障害者自立支援事業において介護給付費等負担金を、障害者生活支援事業において特別障害者手当等給付費を、重度心身障害者医療給付事業において電子計算事務委託料及び通信運搬費を

増額した。

(2)児童福祉費

児童福祉総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を、児童援護事業においてこどもの生活・学習支援補助金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金を、ひとり親家庭等医療給付事業においてひとり親家庭等医療給付費を増額した。また、こども基金積立金を増額し、赤ちゃんスマイル事業において歳入に伴う財源の振替を行った。

児童措置費は、保育所等支援事業において保育所児童入所委託料、施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金などを、児童手当支給事業において児童手当を増額した。

保育所費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

障害児通園事業費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

(3)生活保護費

生活保護総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬を増額した。

扶助費は、生活保護扶助事業において医療扶助及び住宅扶助を増額した。

4 衛生費

(1)保健衛生費

予防費は、予防接種事業において歳入に伴う財源の振替を行った。

医療介護センター費は、東吾野医療介護センター管理運営基金積立金及び訪問看護ステーション特別会計繰出金を増額した。

診療所費は、国民健康保険特別会計（南高麗診療所勘定）繰出金及び国民健康保険特別会計（名栗診療所勘定）繰出金を増額した。

(2)環境費

環境総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬を増額した。

環境対策費は、みらい環境基金積立金を増額した。

(3)清掃費

清掃総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

塵芥処理費は、廃棄物処理施設整備基金積立金を増額した。

5 農林水産業費

農業費の農業総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

林業費の林業総務費は、森林文化都市基金積立金を増額した。

6 商工費

商工総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

観光費は、ムーミン基金積立金を増額した。

さわらびの湯費は、さわらびの湯整備基金積立金を増額した。

7 土木費

(1)土木管理費

土木総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

(2)道路橋りょう費

道路橋りょう総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

道路新設改良費は、安全な道づくり新設改良事業において歳入に伴う財源の振替を行った。

橋りょう維持費は、橋りょう維持管理事業において調査委託料及び工事請負費を補正した。

(3)都市計画費

都市計画総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

土地区画整理費は、各土地区画整理特別会計への繰出金を補正し、土地区画整理事業基金積立金を増額した。

街路事業費は、阿須小久保線整備事業（阿須工区）において調査委託料及び手数料を減額した。

公園費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬を増額した。

(4)住宅費

住宅管理費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

8 消防費

非常備消防費は消防施設整備基金積立金を、防災費は防災減災基金積立金を増額した。

9 教育費

(1)教育総務費

奨学費は、奨学金基金積立金を増額した。

(2)小学校費

学校管理費は、小学校施設管理事業において工事請負費を増額した。

(3)社会教育費

社会教育総務費は、文化スポーツ振興基金積立金を増額した。

図書館費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

(4)保健体育費

保健体育総務費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

学校給食費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

○繰越明許費

土木費は、橋りょう維持管理事業で8,048万円の繰越明許費を設定した。

○債務負担行為補正

地域乗合バス路線確保対策費補助金として1億6,412万1,000円、高齢者福祉施設敬愛園指定管理料として5億4,853万6,000円、東

吾野医療介護センター指定管理料として7億5,139万8,000円、ふれあい農園施設指定管理料として1,435万円、林業センター指定管理料として2,411万円の債務負担行為を追加した。

議案第95号 令和7年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

本案については、第1条において事業勘定は歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,475万5,000円を追加し、総額をそれぞれ88億892万6,000円とし、南高麗診療所勘定は歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万6,000円を追加し、総額をそれぞれ6,999万3,000円とし、名栗診療所勘定は歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万1,000円を追加し、総額をそれぞれ6,662万5,000円とするため提案するものである。

事業勘定

○歳 入

1 財産収入

利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金利子を見込みにより増額した。

2 繰入金

繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を8,459万9,000円増額した。

○歳 出

1 国民健康保険事業費納付金

医療給付費分納付金は、一般被保険者医療給付費分納付金を増額した。

後期高齢者支援金等分納付金は、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金を増額した。

介護納付金分納付金を減額した。

2 保健事業費

(1) 特定健康診査等事業費

特定健康診査等事業費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

(2)保健事業費

保健衛生普及費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

3 基金積立金

基金積立金は、国民健康保険財政調整基金積立金を増額した。

4 諸支出金

償還金及び還付加算金の償還金は、令和6年度の普通交付金などの過年度還付金を増額した。

南高麗診療所勘定

○歳 入

繰入金は、他会計繰入金の一般会計繰入金を増額した。

○歳 出

総務費の職員人件費は、給与改定等に伴い補正した。

名栗診療所勘定

○歳 入

繰入金は、他会計繰入金の一般会計繰入金を増額した。

○歳 出

総務費の職員人件費は、給与改定等に伴い補正した。

議案第96号 令和7年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計補正予算（第2号）案

本案については、第1条において歳入歳出予算の総額からそれぞれ153万7,000円を減額し、総額をそれぞれ4億4,519万5,000円とするため提案するものである。

○歳 入

繰入金は、一般会計繰入金を減額した。

○歳 出

総務費の職員人件費は、給与改定、人事異動等に伴い補正し、一般職（会計年度任用）人件費は、一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

事業費の職員人件費は、給与改定、人事異動等に伴い補正した。

議案第 97 号 令和 7 年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計補正予算（第 2 号）案

本案については、第 1 条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ 83 万 2,000 円を追加し、総額をそれぞれ 3 億 6,105 万 4,000 円とするため提案するものである。

○歳入

繰入金は、一般会計繰入金を増額した。

○歳出

事業費の職員人件費は、給与改定、人事異動等に伴い補正した。

議案第 98 号 令和 7 年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計補正予算（第 2 号）案

本案については、第 1 条において歳入歳出予算の総額からそれぞれ 74 万 6,000 円を減額し、総額をそれぞれ 2 億 6,354 万円とするため提案するものである。

○歳入

繰入金は、一般会計繰入金を減額した。

○歳出

事業費の職員人件費は、給与改定、人事異動等に伴い補正した。

議案第 99 号 令和 7 年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計補正予算（第 2 号）案

本案については、第 1 条において歳入歳出予算の総額からそれぞれ 99 万 3,000 円を減額し、総額をそれぞれ 4 億 3,902 万円とするため提案するものである。

○歳入

繰入金は、一般会計繰入金を減額した。

○歳出

事業費の職員人件費は、給与改定、人事異動等に伴い補正した。

議案第100号 令和7年度飯能市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

本案については、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,004万円を追加し、総額をそれぞれ74億7,449万8,000円とするため提案するものである。

○歳 入

1 国庫支出金

(1)国庫負担金

介護給付費国庫負担金の介護給付費負担金は、現年度分を見込みにより増額した。

(2)国庫補助金

事務費補助金の介護保険事業費補助金は、現年度分を見込みにより増額した。

2 支払基金交付金

支払基金交付金の介護給付費交付金は、現年度分を見込みにより増額した。

3 県支出金

県負担金の介護給付費県負担金は、現年度分を見込みにより増額した。

4 繰入金

一般会計繰入金は、介護給付費繰入金及び事務費繰入金を、基金繰入金は、介護保険保険給付費等支払基金繰入金を増額した。

○歳 出

1 総務費

総務管理費の一般管理費は、一般管理事業において電子計算事務委託料を新たに計上した。

徴収費の賦課徴収費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

介護認定審査会費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

2 保険給付費

高額介護サービス等費は、高額介護サービス費及び高額介護予防サー

ビス費を増額した。

3 地域支援事業費

包括的支援事業・任意事業費は、任意事業において紙おむつ支給事業委託料を増額した。

議案第101号 令和7年度飯能市訪問看護ステーション特別会計補正予算 (第2号) 案

本案については、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ92万5,000円を追加し、総額をそれぞれ4,155万1,000円とするため提案するものである。

○歳入

繰入金は、一般会計繰入金を増額した。

○歳出

総務費の職員人件費は、給与改定等に伴い補正した。

事業費は、一般職（会計年度任用）人件費において一般職報酬、期末手当及び勤勉手当を増額した。

議案第102号 令和7年度飯能市水道事業会計補正予算（第2号）案

収益的支出の営業費用は、人件費について、給与改定、人事異動等に伴い補正し、負担金を増額した。営業外費用は、消費税及び地方消費税を減額した。

資本的支出の建設改良費は、人件費について、給与改定、人事異動等に伴い補正した。

議案第103号 令和7年度飯能市下水道事業会計補正予算（第2号）案

収益的収入の営業収益は、人件費について、給与改定、人事異動等に伴い補正し、負担金を増額した。

収益的支出の営業費用は、人件費について、給与改定、人事異動等に伴い補正した。営業外費用は、消費税及び地方消費税を減額した。

資本的支出の建設改良費は、人件費について、給与改定、人事異動等に伴

い補正した。また、管渠建設改良費及び処理場建設改良費については執行見込みに伴い、固定資産購入費については執行残額に伴い補正した。

議案第１０４号 公の施設の指定管理者の指定について

本案については、飯能市高齢者福祉施設敬愛園の指定管理者を指定するため提案するものである。

議案第１０５号 公の施設の指定管理者の指定について

本案については、飯能市東吾野医療介護センターの指定管理者を指定するため提案するものである。

議案第１０６号 公の施設の指定管理者の指定について

本案については、飯能市ふれあい農園施設の指定管理者を指定するため提案するものである。

議案第１０７号 公の施設の指定管理者の指定について

本案については、飯能市林業センターの指定管理者を指定するため提案するものである。

議案第１０８号 市道路線の認定について

本案については、株式会社アイムホームの開発行為により帰属した道路を市道に認定するため提案するものである。

議案第１０９号 市道路線の認定について

本案については、株式会社コヤノ建築事務所の開発行為により帰属した道路を市道に認定するため提案するものである。